

期 間 入 札 の 公 告

令和 8年 1月14日

山口地方裁判所

裁判所書記官 堤 義 景

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

記

入札期間	令和 8年 2月 4日 午前 8時30分から 令和 8年 2月12日 午後 5時00分まで
開札期日	日 時 令和 8年 2月17日 午前10時00分 場 所 山口地方裁判所売却場
売却決定 期日	日 時 令和 8年 3月10日 午前 9時40分 場 所 山口地方裁判所
買受申出の保証の 提供方法	下記のいずれかによる。 (1) 当裁判所の預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書。 (2) 銀行, 損害保険会社, 株式会社商工組合中央金庫, 農林中央金庫, 全国を地区とする信用金庫連合会, 信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書。
買受申出の資格の 制限(民事執行規則 33条)	☆印を付した物件は農地であるので, 権限を有する行政庁の交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を必要としない者に限り, 買受申出をすることができます。
一般の閲覧に供するため, 物件明細書・現況調査報告書・評価書の各写しを令和 8年 1月14日から当庁物件明細書等閲覧室に備え置きます。	

物件番号	売却基準価額（円） 買受可能価額（円）	一括 売却	買受申出保証額（円）	令和7年度	
				固定資産税（円）	都市計画税（円）
1	625,000 500,000		125,000	54,272	9,691

物 件 目 録

- 1 所 在 山口市中央四丁目
地 番 2 8 4 1 番 4
地 目 宅地
地 積 1 2 9 . 0 9 平方メートル
共有者 A 持分4分の1

物 件 明 細 書

令和 7 年 11 月 21 日

山口地方裁判所

裁判所書記官 堤 義 景

1 不動産の表示

【物件番号 1】

別紙物件目録記載のとおり

2 売却により成立する法定地上権の概要

なし

3 買受人が負担することとなる他人の権利

【物件番号 1】

なし

4 物件の占有状況等に関する特記事項

【物件番号 1】

野村石材 (有) が占有している。同社の代表者は本件債務者である。

売却対象外建物 (未登記) が本件土地上に存在する。

5 その他買受けの参考となる事項

【物件番号 1】

本件土地上に現存しない建物 (家屋番号 2 8 4 1 番 4) の登記が存在する。

《 注 意 書 》

- 1 本書面は、現況調査報告書、評価書等記録上表れている事実等を記載したものであり、関係者の間の権利関係を最終的に決める効力はありません (訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります)。
- 2 記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし、記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので、必ず、現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」も御覧ください。
- 3 買受人が、占有者から不動産の引渡しを受ける方法として、引渡命令の制度があ

ります。引渡命令に関する詳細は、「引渡命令の詳細説明」を御覧ください。

- 4 対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意味内容は「公法上の規制の詳細説明」をご覧ください。
- 5 各種「詳細説明」は、閲覧室では通常別ファイルとして備え付けられています。



※11※

物 件 目 録

1 所 在 山口市中央四丁目
地 番 2841番4
地 目 宅地
地 積 129.09平方メートル
共有者 A 持分4分の1

令和7年（ヌ）第9号
令和7年7月17日受理
令和7年9月5日提出

現況調査報告書

山口地方裁判所

執行官 先本英雄

（注）チェック項目中の調査結果は、『■』の箇所の記載のとおり

物 件 目 録

- 1 所 在 山口市中央四丁目
地 番 2 8 4 1 番 4
地 目 宅地
地 積 1 2 9 . 0 9 平方メートル
共有者 A 持分 4 分の 1

(土地用)

不動産の表示	「物件目録」のとおり				
住居表示	山口市中央4丁目9番20号				
土地	物件1				
現況地目	☒ 宅地（物件1） ☐ 公衆用道路（物件 ） ☐ 農地（物件 ） ☐ 雑種地（物件 ） ☐ 山林（物件 ） ☐ ☐				
形状	☐ 公図のとおり ☐ 地積測量図のとおり ☐ 建物図面（各階平面図）のとおり ☒ 土地建物位置関係図のとおり ☐				
占有者及び占有状況	☐ 土地所有者 ☒ その他の者 ☒ 上記の者が本土地上下に下記目的外建物を所有し、本件建物の敷地及び商品展示場として占有している。 ☐ 上記の者が駐車場として使用し、占有している。 ☐ 上記の者が更地の状態で占有している。 ☐ ☒ 「占有者及び占有権原」のとおり ☐				
その他の事項					
執行官保管の仮処分	☒ ない ☐ ある〔 地方裁判所 支部 令和 年（ ）第 号 保管開始日 令和 年 月 日〕				
建物 （目的外建物）	☐ ない ☒ ある（詳細は「目的外建物の概況」のとおり）				
土地建物の位置関係	☐ 建物図面（各階平面図）のとおり ☒ 土地建物位置関係図のとおり				

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり
(2枚目)

占有者及び占有権原 (物件1関係)			
占有範囲		■全部 ☐	
占有者		☐ 債務者 ■野村石材有限会社	
占有状況		☒ 敷地 ☐ 駐車場 ■商品展示場 ☐ 居宅 ☐ 事務所 ☐ 店舗 ☐ 倉庫 ☐	
■関係人（野村石材有限会社代表者、同監査役）の陳述／■提示文書（領収証）の要旨			
占有権原		☐ 賃借権 ☐ 使用借権 ■権限なし	
占有開始時期		平成14年6月15日ころ（目的外建物建築時ころ）	
最初の 契約等	契約日	年 日	
	期間	年 月 日から ☐ 年 月 日まで 年間 ☐ 期間の定めなし	
更新の種類別		☐ 合意更新 ☐ 自動更新 ☐ 法定更新	
現在の 契約等	期間	年 月 日から ☐ 年 月 日まで 年間 ☐ 期間の定めなし	
契約等 当事者	貸主	☐ 所有者 ☐ その他の者（ ）	
	借主	☐ 占有者 ☐ その他の者（ ）	
賃料・支払時期等		毎 金 円（毎 限り 分支払） ☐ 前払（ 分 円） ☐ 相殺（ 分 円）	
敷金・保証金		☐ ない ☐ ある（ ☐ 敷金 円 ☐ 保証金 円）	
特約等		☐ 譲渡・転貸を認める ☐	
その他			
執行官の意見		☐ 上記のとおり ☐ 下記のとおり ■「執行官の意見」のとおり	

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり
(3枚目)

(目的外建物用〈单独〉)

目的外建物の概況 (物件1関係)	
所在地	山口市中央4丁目9番20号
家屋番号	☒ ない (未登記) ☐
種類	☐ 居宅 ☐ 店舗 ☐ 共同住宅 ☐ 工場 ☐ 倉庫 ☒ 事務所
構造	不明
床面積 (概略)	10㎡
所有者	☐ 土地所有者 ☒ その他の者 (野村石材有限会社) ☐ 不明
建築時期	☒ 平成14年6月15日ころ ☐ 不明
建築者	☒ 現所有者 ☐ その他の者 () ☐ 不明
その他の事項	

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり
(4枚目)

関係人の陳述等	
陳述者 (当事者等との関係)	陳述内容等
■債務者の母兼野村石材有限会社監査役（以下、単に「債務者の母」という。）	1 以前、本件土地は私の夫が所有し、その土地には私の夫が代表者を務める野村石材有限会社の事務所がありましたが、平成12年12月17日、火災により、同事務所は滅失し、私の夫は死亡しました。 2 本件土地は、私を含む相続人3人が相続し、相続人らによる共有となりました。また、野村石材有限会社の代表者は夫の子供が就くことになりました。 3 事務所が滅失したため、確か平成13年の1月から3月ころに、野村石材有限会社の新事務所として、本件土地上にプレハブ建物を設置しました。 同建物は未登記で、面積が10㎡以下であることから、建築確認も不要と考え、申請していません。 4 現在、本件土地には、野村石材有限会社の商品である石材等が置かれているほか、同社の事務所（プレハブ建物）が設置されています。 上記事務所には水道はありませんが、電気は引いてあります。 5 本件土地上に設置された、野村石材有限会社の事務所（プレハブ建物）に関する資料については、これから帳簿等を調査します。 6 事務所を設置するに当たり、契約書はなく、土地利用料ももらっていません。 (令和7年8月6日面談聴取)
■債務者兼野村石材有限会社代表者（以下、単に「債務者」という。）	1 債務者の母がした、上記1から6の陳述内容に間違いはありません。 2 酷暑が続いており、また、私の体調が不良のため、現況調査には立ち会うことは困難です。 (令和7年8月6日面談聴取)
■債務者の母	1 調査したところ、野村石材有限会社の事務所（プレハブ建物）に関する領収証がありましたので、後日、裁判所へ提出します。 2 夫が死亡した後、債務者が野村石材有限会社の代表者に就きましたが、債務者は石材加工などの現場仕事を担当しており、同社の経営は、私と取締役が担当しています。 (令和7年8月8日電話聴取)
■債務者	1 債務者の母の陳述のとおり、私は野村石材有限会社の経営に関与してなく、本件土地上の事務所の利用状況も詳しく知りません。 (令和7年8月8日電話聴取)
■債務者の母	1 プレハブ建物の領収証を提出します。領収証には野村石材有限会社の記載があり、帳簿上も野村石材有限会社の支出として処理されています。 2 プレハブ建物の設置時期について、当初は平成13年1月から3月ころと回答していましたが、領収証は平成14年6月15日付です。よくよく検討したところ、なかなか事務所が設置できなかったような気がするので、設置時期は概ね領収証の日付ころだと思います。 (令和7年8月18日)
■債務者	1 プレハブ建物の設置時期について、当初は平成13年1月から3月ころと回答していましたが、領収証が平成14年6月15日付であれば、同日頃に設置したのだと思います。 (令和7年8月25日)

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり
(5枚目)

執行官の意見

- 1 本件土地は、現地での概測の結果、概ね土地建物位置関係図に記載されているとおりの形状であると思われるものの、その認定は、あくまでも概測によるものであり、本件土地の形状等を確定させるものではない。

なお、本件土地面積は、現地での概測の結果によれば、公図に比べて概ね20パーセント程度広い状況である。

- 2 本件土地には、未登記の目的外建物が設置されており（土地建物位置関係図に「目的外建物」と表示）、その状況は「目的外建物の概況（物件1関係）」に記載したとおりである。

目的外建物の建築時期は、提出された資料（領収証）の日付から、平成14年6月15日ごろと思われる。また、目的外建物には、それに附合する庇がある。

なお、公簿上、本件土地には債務者の亡父が所有する次の建物があるが、現存しておらず、債務者等が陳述したとおり、既に滅失したものと推測される。

【公簿上の建物】

所 在：山口市中央四丁目 2841番地4

家屋番号：2841番4

種 類：工場・居宅

構 造：鉄骨造スレート葺2階建

床 面 積：1階 97.86㎡

2階 68.40㎡

- 3 債務者及び債務者の母の各陳述、債務者の母から提出された資料、本件土地における電気需給契約情報及び現地の状況等から、「占有者及び占有権限」記載のとおり、目的外建物を所有、占有する有限会社野村石材有限会社が、同建物を事務所として利用し、本件土地を同建物の敷地及び商品（石材等）の展示場として利用、占有しているものと認められる。

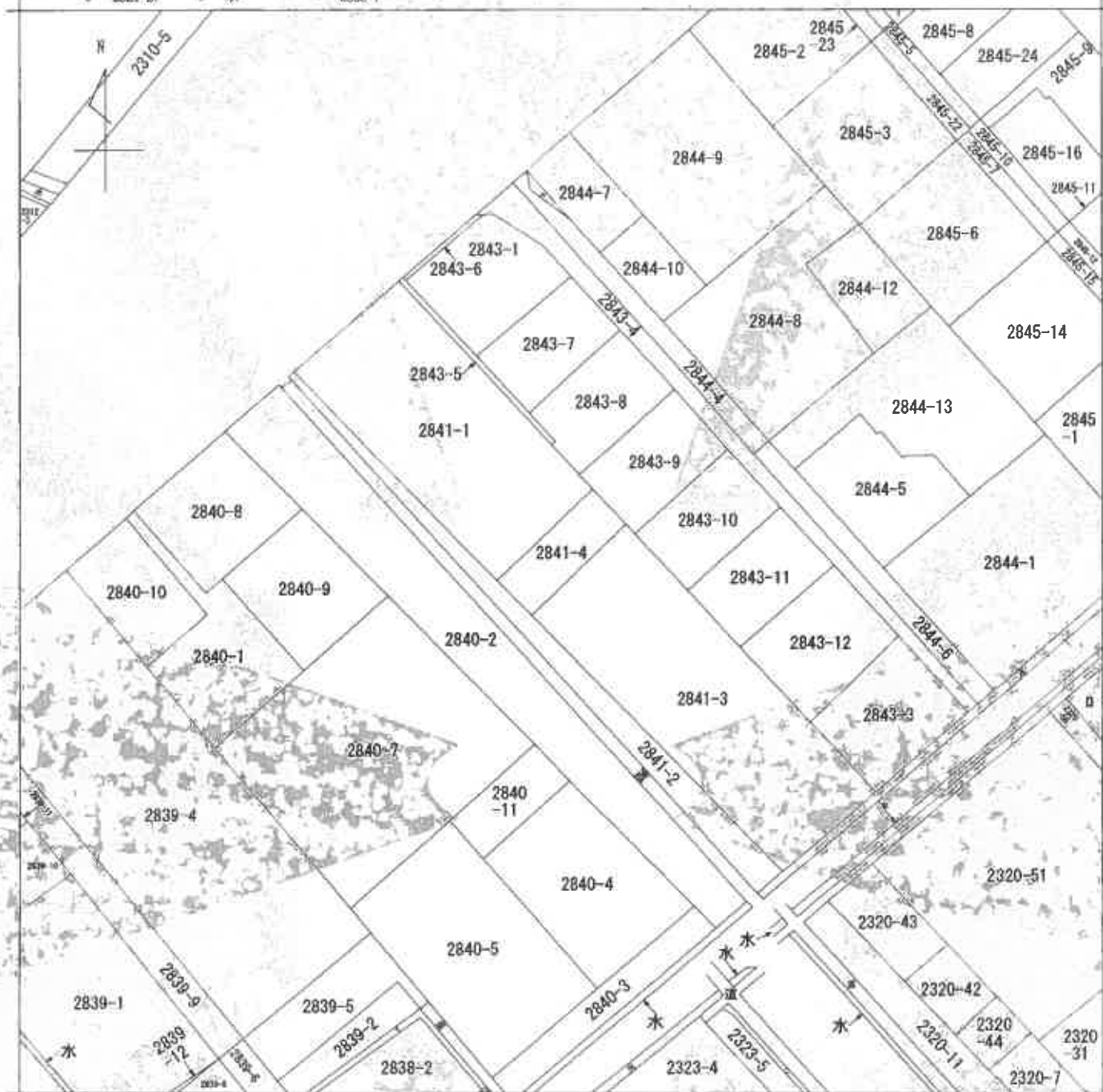
- 4 本件土地には、それに附合するポール1本がある。

調 査 の 経 過		
調 査 の 日 時	調 査 の 場 所 等	調 査 の 方 法 等
令和7年7月17日(木) : ~ :	執行官室	山口市役所に家屋間取図交付請求(郵送)
令和7年7月17日(木) 16:45 ~ 16:57	法務局	登記事項証明書交付請求
令和7年7月17日(木) 17:40 ~ 17:56	物件所在地	物件確認、写真撮影
令和7年7月18日(金) : ~ :	執行官室	中国電力ネットワーク(株)に利用状況照会(郵送)
令和7年7月18日(金) 9:53 ~ 9:57	法務局	登記事項証明書交付請求
令和7年7月18日(金) 10:15 ~ 10:45	山口市役所	住民票等交付請求
令和7年7月25日(金) : ~ :	執行官室	債務者兼所有者に対し期日通知・照会書送付(郵送)
令和7年7月28日(月) 12:05 ~ 12:25 12:35 ~ 12:45	執行官室	電話聴取(山口市役所)
令和7年8月6日(水) 12:05 ~ 12:40	山口地方裁判所	面談(債務者兼所有者)
令和7年8月7日(木) 9:10 ~ 10:20	物件所在地	物件調査(評価人同行)、写真撮影
令和7年8月8日(金) 13:40 ~ 13:55	執行官室	電話聴取(債務者兼所有者の親族)

令和7年8月8日(金) 14:03 ~ 14:10	執行官室	電話聴取(野村石材有限会社の監査役)
令和7年8月8日(金) 14:20 ~ 14:30	執行官室	電話聴取(債務者兼所有者)
令和7年8月18日(月) 14:30 ~ 14:39	執行官室	面談聴取(野村石材有限会社の監査役)
令和7年8月27日(水) 14:19 ~ 14:24	携帯電話	電話聴取(野村石材有限会社の取締役)
(特記事項) ☐ 令和 年 月 日 目的物件は不在で施錠されていると予測されたので、立会人及び解錠技術者を同行して臨場した。 ☐ 令和 年 月 日 目的物件は不在で施錠されていたので、立会人を立ち会わせ、技術者に解錠させて建物内に立ち入った。 ☐ 令和 年 月 日 休日・夜間執行許可の提示をした。 ☐		

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり
(8枚目)

2845-13 2844-14 2838-3 水
2320-27 水 2838-7



(注) 地図に準ずる図面は、土地の区画を明確にした不動産登記法所定の地図が備え付けられるまでの間、これに代わるものとして備え付けられている図面で、土地の位置及び形状の概略を記載した図面です。



A 中央4丁目
B 中央4丁目
C 中央4丁目

請求部	所在	山口市中央四丁目				地番	2841番4		
出力縮尺	1/600	精度区分		座標系番号又は記号		分類	地図に準ずる図面	種類	旧土地台帳附属地図
作成年月日	昭和44年3月10日			備考年月日(原図)		施記事項			

これは地図に準ずる図面に記録されている内容を証明した書面である。

令和7年7月17日
山口地方務局

請求番号：35-2
(1/1)

登記官

縮小 (A3-A4)

【9枚目】

公用

登記年月日：昭和59年2月7日

公用

これは図面に記載されている内容を証明した書面である。
令和7年7月17日 山口地方建設局

縮小 (A3→A4)

【10枚目】

登記官

各階平面図

010846
1階



求積表	
1 階の床面積	
15.00 X 6.00	= 90.0000
2.50 X 2.50	= 6.5000
1.70 X 0.80	= 1.3600
計	= 97.8600
床面積	= 97.86 m ²

2階



求積表	
2 階の床面積	
11.40 X 6.00	= 68.4000
床面積	= 68.40 m ²

建物図面
(各階平面図)

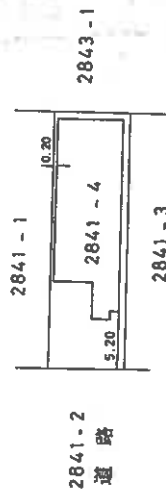
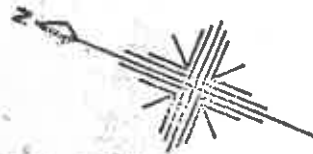
2841-4

登記番号

山口市中央四丁目2841番地4

建物の所在

昭和59年2月7日登記



作製者
土地家
調査士

縮尺
1/250

申請人

縮尺
1/500

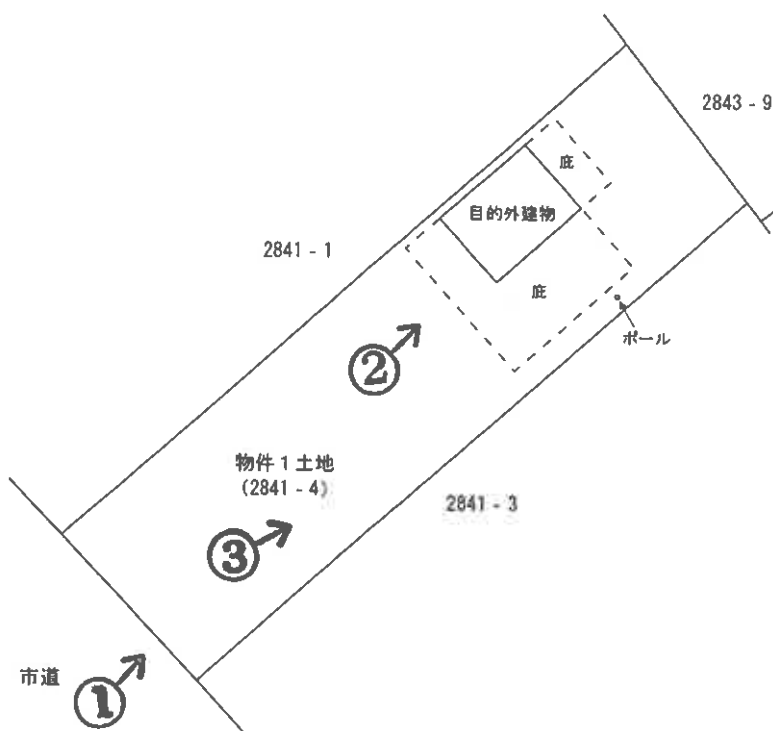
山口県土地家屋調査士会印紙



土地建物位置関係図

縮尺 約1/250

○➡: 写真撮影位置及び方向



※本図は土地・建物の位置関係の概要を示すことを趣旨とするものであり、精度の高い図面ではない。



撮影方向

※ 評価人作成図面に基づいて作成した。

【11枚目】

写真1

本件物件の
外観



写真2

本件物件の
外観



写真3

本件物件の
外観



令和7年（又）第9号
令和7年8月7日 現地調査
令和7年9月4日 評 価

山口地方裁判所 御中

評 価 書

評価人 不動産鑑定士

原田 一雄

第 1 評価額

評 価 額	
物件 1	金 625,000 円

第 2 評価の条件

- 1 本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。

したがって、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較しての競売不動産特有の各種の制約(売主の協力が得られないことが常態であること、買受希望者は内覧制度によるほかは物件内部の確認が直接できないこと、引渡しを受けるために法定の手続をとらなければならない場合があること、目的物の種類又は品質に関する不適合には担保責任がないこと等)等の特殊性を反映させた価格とする。

- 2 評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については原則として考慮していない。
- 3 現地での物件調査は、原則として目視可能な部分に限定される。
- 4 物件に関する情報提供の内容は、民事執行法 58 条 4 項に定める場合を除いて、原則として公共機関で公開された資料に基づくものである。

第3 目的物件

番号	所在等	登記	現況
1	所在地目地積	山口市中央四丁目 2841 番 4 宅地 129.09 m ²	
番号	特記事項		
1	・隣接地の地積測量図等を参考に物件1土地を概測したところ、物件1土地の現況地積数量は登記数量より2割程度大きい可能性がある。なお、物件1土地の正確な地積及び境界等を把握するためには、専門家による調査及び測量等が必要となる。 ・物件1土地には、家屋番号：2841 番 4 の建物登記が存する。なお、当該登記建物は、火災により焼失したとのことである。（現況調査報告書参照） ・物件1土地には、未登記の目的外建物（構造：詳細不明、用途：事務所、床面積約 10 m²）が存する。 ・物件1土地の共有持分 4 分の 1 が評価対象である。		

第4 目的物件の位置・環境等

1 土地の概況及び利用状況等（物件1）

位置・交通	JR 山口線「山口」駅の西方・道路距離約 1.6 km 「商工会館前」バス停の北方・道路距離約 210m	
付近の状況	マンション、共同住宅、事務所等が見られる地域。大きな地価変動要因はなく、今後も現状維持で推移していくものと予想される。	
主な公法上の規制等 （道路の幅員等の個別的な規制を考慮しない一般的な規制）	都市計画区分 用途地域 建ぺい率 容積率 防火規制 その他の規制	非線引都市計画区域 近隣商業地域 80% 300% 準防火地域 景観計画区域、駐車場整備地区
画地条件	間口約 6.5m、奥行約 24.0m、規模 129.09 m ² （登記数量）、ほぼ整形の画地である。地勢は概ね平坦。	
接面道路の状況	南西側で幅員約 11.0m の舗装市道（建築基準法第 42 条第 1 項第 1 号道路※）に、ほぼ等高に接面する。（※山口市開発指導課聴取）	
土地の利用状況等	現況は、墓石等の展示場、目的外建物の敷地等として利用されている。（現況調査報告書参照）	
供給処理施設	上水道：あり ガス配管：あり 下水道：あり （注）供給処理施設における「あり」とは、対象物件の前面道路に該当施設の本管（以下、施設管という）が通っており、通常の費用で敷地内への引込みが出来る状態にあることをいう。「なし」とは、対象物件を含めた周辺に施設管が配置されておらず、敷地内に引込むことが不可能な場合をいう。「不明」とは、前面道路に施設管は敷設されていないにもかかわらず供給処理を利用している場合や、役所等での確認事項に疑義がある場合等で、将来的に当該施設が利用できるかどうか不明な場合をいう。	
特記事項	・目的外建物の南東側にポール（目的外建物への電気引込用と推測）が存する。 ・対象地東側角付近に祠のような物が存するが、実際のところは不明である。	

	・対象地は周知の埋蔵文化財包蔵地の指定範囲外とのことである。(山口市教育委員会聴取) ・現地外観調査、資料調査等の範囲内では土壌汚染の可能性は低いものと推察される。なお、土壌汚染について、専門的な調査は行っておらず、不確定要素があるため、これを評価上考慮外とする。また、地中埋設物等の有無についても詳細不明である。
--	--

第5 評価額算出の過程

1 基礎となる価格

① 物件1（土地）

目的土地の建付地価格を次のとおり求めた。

物件 番号	標準画地価格 (円/㎡)	個別 格差	地積 (㎡)	建付 減価	共有 持分	建付地価格 (円)
	ア	イ	ウ	エ	オ	$ア \times イ \times ウ \times エ \times オ = カ$
1	64,500	1.03	129.09	0.90	1/4	1,930,000

ア 標準画地価格（公示価格等からの規準）

地価公示 山口5-1

公示価格等 (円/㎡)	時点修正	標準化補正	地域格差	標準画地価格 (円/㎡)
a	b	c	d	$a \times b \times c \times d = e$
65,800	$\frac{101}{100}$	$\frac{100}{100}$	$\frac{100}{103}$	64,500

◇時点修正：公示価格等の価格時点から評価日までの推定変動率である。

◇標準化補正：角地、セットバック等による補正。

◇地域格差：街路条件、交通接近条件、環境条件、行政的条件等を考量のうえ査定した。

イ 個別格差：現況地積数量が登記数量より大きい可能性があること1.20、間口奥行の関係0.90、測量を要する0.95の相乗積より1.03と査定した。

ウ 地積：登記数量による。

エ 建付減価：建物と敷地との適応の状態等を考慮した。

2 評価額の判定

前記により求めた価格から、目的外建物の土地利用権等価格を控除し、さらに競売市場修正等を施して、下記のとおり評価額を求めた。

① 土地利用権等価格

物件 番号	建付地価格 (円) ア	土地利用権等割合 イ		土地利用権等価格 (円) ア×イ=ウ
1	1,930,000	0.10	場所的利益	193,000

イ 土地利用権等割合：土地利用権等を場所的利益と判定し、その割合を10%と査定した。

② 内訳価格及び一括価格

物件 番号	基礎となる価格 (円) (1①カ)	土地利用権等価格 の控除 (円) (2①ウ)	占有 減価 修正	市場 性修 正	競売 市場 修正	評価額 (円) (ア+イ)×ウ×エ×オ
1	1,930,000	-193,000		0.60	0.60	625,000

エ 占有減価修正：必要なし。

オ 市場性修正：目的外建物の存在、登記建物(家屋番号：2841 番 4)が火災により焼失したこと、共有持分の売却であること等を考慮した。

カ 競売市場修正：第2評価の条件欄記載の不動産競売市場の特殊性等を考慮した。

第6 参考価格資料

1 地価公示価格「山口5-1」

所 在 : 山口市道場門前2丁目107番

価 格 : 65,800 円/㎡

位 置 : JR 山口線「山口」駅の北西方約 600m に位置する。

価 格 時 点 : 令和7年1月1日

地 積 : 298 ㎡

供給処理施設 : 水道、下水、ガス

接 面 街 路 : 南西側 11.0m 市道・北西側道

用途指定等 : 非線引都市計画区域

商業地域（建ぺい率 80%、容積率 400%）、準防火地域

地域の概要 : 中低層小売店舗等が建ち並ぶ商業地域

2 固定資産税評価額（令和7年度）

物件1 : 5,865,591 円

ここに掲げた参考価格資料は、当該不動産の評価額を算定するに当たって参考とした価格にすぎない。決定した評価額は不動産競売を前提とした価格であり、ここに掲げた額とは、その性質上異なる額である。

第7 附属資料

1 位置図（山口市役所・白図 縮尺 1/10,000）

2 公図写し（法務局備付）

3 土地建物位置関係図

4 現況写真

以 上

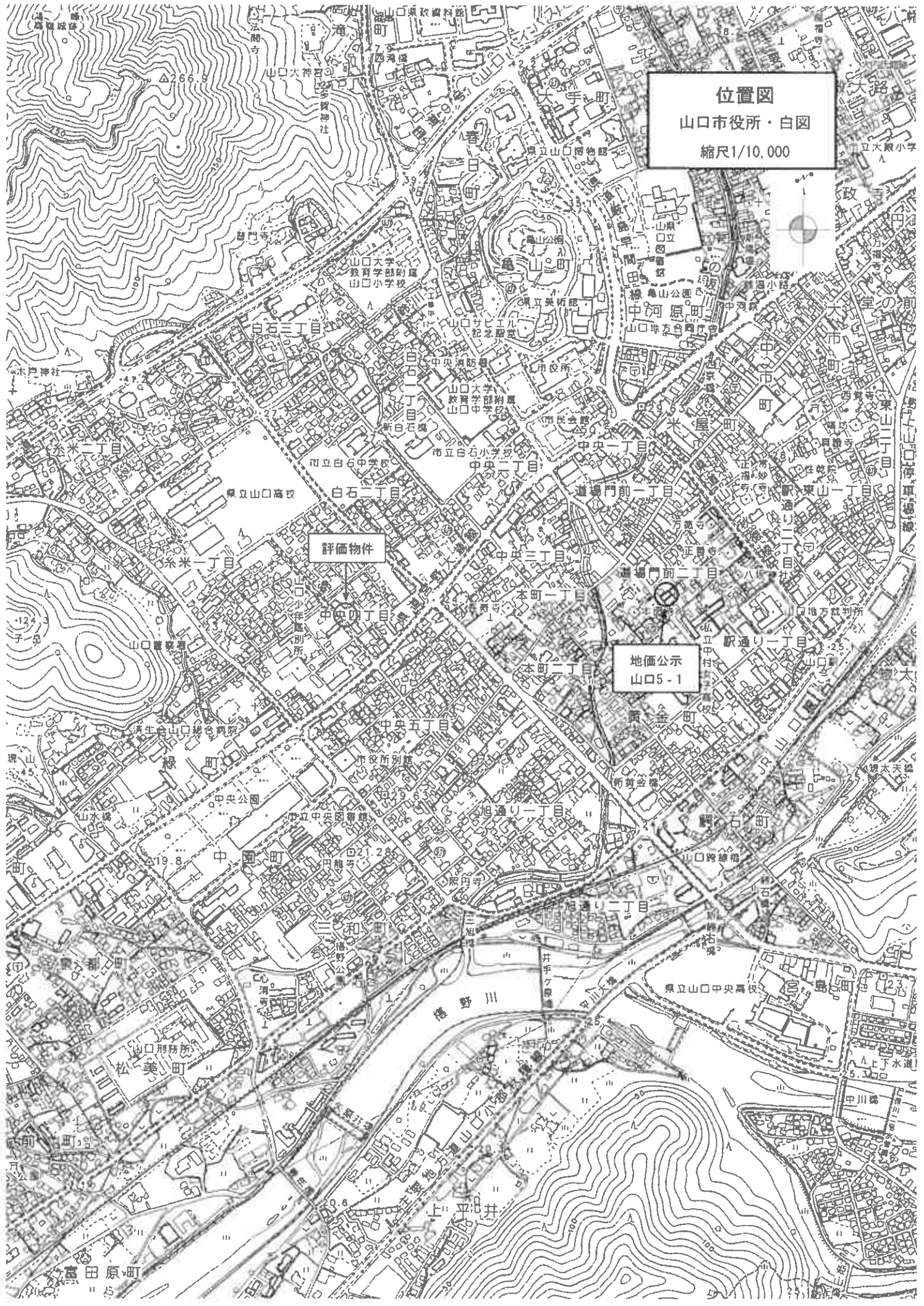
位置図

山口市役所・白図

縮尺1/10,000

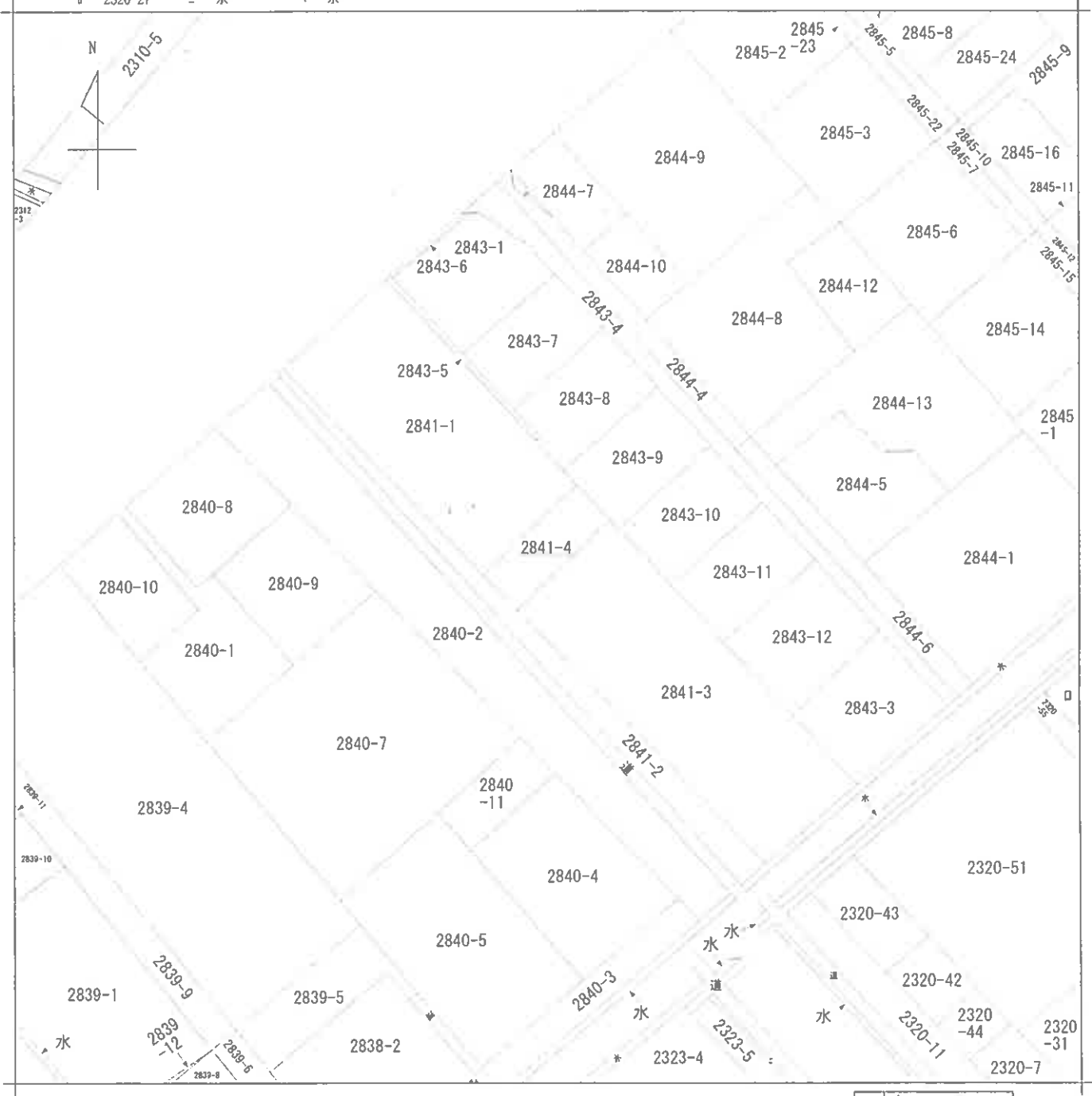
評価物件

地価公示
山口5-1



この図面はA3サイズをA4サイズに縮小しています。

イ 2845-13 ハ 2844-14 ホ 2838-3
ロ 2320-27 ニ 水 ヘ 水



地番区域見出し

中央4丁目

A
B
C

中央4丁目
中央4丁目
中央4丁目

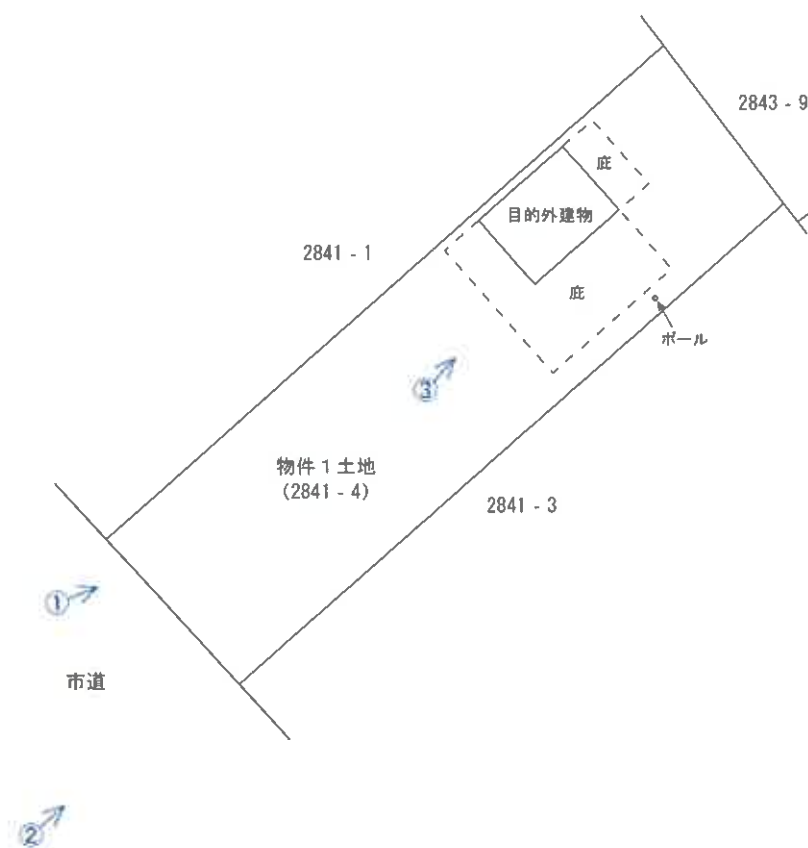
請求部	所在	山口市中央四丁目				地番	2841番4			
出力縮	1/600	精度分		座標系 番号又は 記号		分類	地図に準ずる図面		種類	旧土地台帳附属地図
作成年月日	昭和44年3月10日				備付年月日 (原図)		補記事項			



土地建物位置関係図

縮尺 約1/250

○➡: 写真撮影位置及び方向



※本図は土地・建物の位置関係の概要を示すことを趣旨とするものであり、精度の高い図面ではない。

現 況 写 真



①



②



③